

【I-5 多様な働き方を踏まえた評価の拡充-②】

② 看護補助体制充実加算に係る評価の見直し

第1 基本的な考え方

看護職員及び看護補助者の業務分担・協働及び夜間における看護業務の負担軽減を更に推進する観点並びに身体的拘束の予防・最小化の取組を促進する観点から、看護補助体制充実加算の要件及び評価並びに夜間看護体制加算の評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 看護補助体制充実加算について、看護補助者の定着に向けた取組及び看護補助者の経験年数に着目した評価を新設する。
2. 看護補助体制充実加算について、身体的拘束の実施に着目した評価に見直す。

改 定 案	現 行
<p>【急性期看護補助体制加算】 [算定要件] 注4 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、<u>当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。ただし、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算2の例により算定する。</u></p> <p>イ <u>看護補助体制充実加算1</u> <u>20点</u></p> <p>ロ <u>看護補助体制充実加算2</u></p>	<p>【急性期看護補助体制加算】 [算定要件] 注4 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、<u>看護補助体制充実加算として、1日につき5点を更に所定点数に加算する。</u></p>

(7) 「注4」に規定する看護補助体制充実加算1又は看護補助体制充実加算2は、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制及び身体的拘束の最小化の取組を評価するものである。

(8) 「注4」については、身体的拘束を実施した場合は、理由によらず、看護補助体制充実加算2の例により算定すること。

[施設基準]

七の三 急性期看護補助体制加算の施設基準

(9) 看護補助体制充実加算1の施設基準

看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する十分な体制が整備されていること。

(10) 看護補助体制充実加算2の施設基準

看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する必要な体制が整備されていること。

10 看護補助体制充実加算の施設基準

(1) 看護補助体制充実加算1の施設基準

イ 当該保険医療機関において3年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が5割以上配置されていること。

ロ・ハ (略)

三 当該保険医療機関における看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者の育成や評価に活用していること。

(7) 「注4」に規定する看護補助体制充実加算は、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制を評価するものである。

(新設)

[施設基準]

七の三 急性期看護補助体制加算の施設基準

(新設)

(9) 看護補助体制充実加算の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制が整備されていること。

10 看護補助体制充実加算の施設基準

(新設)

(1)・(2) (略)

(新設)

<p>(2) <u>看護補助体制充実加算2の施設基準</u> <u>(1)の口及びハを満たすものであること。</u></p> <p>[経過措置] <u>令和6年3月31日時点で看護補助体制充実加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30日までの間に限り、10の(1)のイ及びニの基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p>※ <u>看護補助加算の看護補助体制充実加算も同様。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>[経過措置] (新規)</p>
--	-------------------------------------

3. 看護補助者の配置に係る評価における夜間看護体制加算の評価を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【急性期看護補助体制加算】 注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、<u>71点</u>を更に所定点数に加算する。</p> <p>【看護補助加算】 注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り<u>176点</u>を更に所定点数に加算する。</p> <p>【障害者施設等入院基本料】</p>	<p>【急性期看護補助体制加算】 注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、<u>60点</u>を更に所定点数に加算する。</p> <p>【看護補助加算】 注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り<u>165点</u>を更に所定点数に加算する。</p> <p>【障害者施設等入院基本料】</p>

注11 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、夜間看護体制加算として、入院初日に限り161点を所定点数に加算する。

注10 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、夜間看護体制加算として、入院初日に限り150点を所定点数に加算する。